

OECD 第16回 障害、困難、社会的不利についての統計と指標（SENDDD） 各国代表者会議報告

保立有希子・中澤恵江
（文部科学省特別支援教育課）（国立特殊教育総合研究所）

第16回障害、困難、社会的不利についての統計と指標（SENDDD）各国代表者会議は、韓国教育省の主催により、ソウル市のグランド・ハイヤット・ホテルにおいて11月27日、28日の両日に開催された。また、29日には、4つの学校見学が行われた。

韓国教育省の委託を受け、会議運営は韓国特殊教育院（KISE）が行った。参加したのは計10カ国（韓国、日本、ニュージーランド、アメリカ、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、ドイツ、オランダ、チェコ）、またオブザーバーとして一カ国（ウクライナ）が参加した。OECDからは、SENDDD事務局3名、外部コンサルタント1名（コーリン・ロブソン氏）が参加した。

これまでOECD事務局が会議の議長を担っていたが、OECD規約の改定により、各国代表からも選任することとなり、今回は米国代表ルー・ダニエルソン氏が議長を務めることとなった。

I. 取り上げられた議題および学校見学

- (1) 前回会合以降の、特別なニーズのある生徒に関する国際的な動向
- (2) モノグラフの発行と次期モノグラフの柱立て
- (3) 主催国韓国の特殊教育の現状とKISEの活動紹介
- (4) ウクライナのインクルーシブな教育の現状紹介
- (5) ローカル・レベルのデータ収集
- (6) インクルージョンの指標
- (7) 将来のPISAにおける障害のある生徒の参加についての研究計画の提案
- (8) 英才教育
- (9) 「図表で見る教育」（Education at a Glance, EAG）への障害のある生徒のデータの追加
- (10) その他
- (11) 学校見学

上記から、主要なものを選び報告する。

II. 前回会合以降の、障害のある生徒に関する国際的な動向

もっとも大きな動きとして、国連障害者権利条約が合意され、国連総会で採択される見通しであること（本会議2週間後に採択された）が報告された。

国連障害者権利条約は、成人と子ども双方にかかわる、インクルーシブな政策と実践の重要性を強調している。また、障害者権利条約を実現するための政策立案および実施のために、統計および研究データを含む情報の収集が求められている。条約のこのような側面は、SENDDDの研究と特に関連性が高い。

今回の会議において、国連の障害者権利条約に則した法の整備について、具体的な年数を述べたのはフィンランドであった。フィンランドでは法整備に約2年半を想定しており、具体的なステップをすでに検討していることが窺われた。

参加国の動向について、事務局から、韓国・日本における障害のある生徒の教育に関する法改正があったことが報告された。

III. 次期モノグラフの項立て

事務局より、「2008年版モノグラフ」の構成案が示された。従来作成しているデータ集は第一章として引き続き掲載し、これに加えて第二章として、近年の動向や関連トピック（英才教育、PISAへの障害のある生徒の参加、自閉症、インクルージョン指標の開発の新プロジェクト等）を新たに取り上げることが提案された。

なお、自閉症を取り上げる理由としては、文献からも電子質問紙からも多くの国々で自閉症の子どもの数が増大している現象があるためである。アメリカにおいては、予防接種等の影響についてこれまで研究が進められている。一方、自閉症が障害分類として成立したことにより、それまで隠れていた自閉症の子どもたちが特定されてきたという状況もあるため、複数の視点からの検討が必要と考えられている。日本においても、自閉症の子どもの増加が見られ

ているため、この研究の展開に関心を表明した。次回の電子質問紙の提出において、日本における「自閉症」の統計に関しては、通級による指導の対象が整理され、平成18年度より独立した号として規定されたことを示す必要があらう。

また、話し合いのなかで、議長（米国）から予算配分の仕方によっては、インクルージョンを阻害する場合もあり、インクルージョンの推進において予算配分のメカニズムが重要であることが指摘された。日本としても、インクルージョンにおける各国の予算措置の方法に関心があり、研究テーマあるいは討議テーマとして予算についていつか取り上げられることを希望する旨を述べた。

IV. ローカル・レベルのデータ収集

インクルージョンが進められるほど、従来の分類によるデータ収集が困難になることから、国レベルの統計ではなく現場における個別事例を収集することが必要となるとの問題意識に基づいて、パイロット的にローカル・レベルのデータ収集が行われている。現在、国レベルでのデータとの整合性等につき研究が進められている。各国それぞれの状況があり、直ちに全面的に進めることはできないが、まずはモデル事業として開始するなど、可能な範囲から進めていくこととされた。

ローカル・データの収集が困難、あるいは国との整合性を示すのが困難な理由は以下のようなものである。オランダは自治制が強いため、政府が個人レベルのデータを収集することができない。ドイツは連邦制のため州により制度が大きく異なる。ノルウェーは、学校や県に障害のある子どもについてのデータ提供を要請することが法的にできない。法的に許容されるデータとは何かを考える必要がある。この状況は北欧の国全般にあてはまる。一方チェコは国レベルでのデータで十分な情報が得られていると考えている。また、米国は、法制度により、インクルージョンが進んでも、ローカル・レベルの統計が連邦政府にかなりあがってくるシステムになっている。

ローカル・データ収集が困難であるとの発言が続く中で、事務局およびコンサルタントから以下のことについての再確認が求められた。すなわち、OECDは経済に関わる機構であり、それぞれの国の政策が、コストに見合った成果を上げているかを提示するのが仕事である。そのためには、インクルージョンでの取り組みと分離型の取り組みの比較をデータに基づいて行わなければならない。しかし、インクルージョンのためにデータが出ないという段階で止まってしまうと、比較ができず、この会議の意義がなくなることを認識し、何らかの方法を考えることが必要である。

V. インクルージョンの指標の開発のための共同研究の提案

ノルウェーから、インクルージョンの新しい指標の開発必要性と協同研究の提案に関するプレゼンテーションが行われた。インクルージョンを進めるほど、インクルージョンの度合いに関するデータを従来の手法により収集することが難しくなることから、新たな指標の確立のための研究を行おうとするものである。

討議の結果、ノルウェーが提案する研究そのものに対する反対はなく、各国は次回会合までにノルウェーとの共同研究への参加についてそれぞれ検討することとされた。主な討議内容として以下の点が挙げられる。

- (1) インテグレーションではなくインクルージョンというためには、物理的に一緒になるのではなく、社会的関係性をそのグループの中でもてるようになることが重要。そのため、その成果を見ることができるとアセスメント方法が必要。（ノルウェー）
- (2) インクルージョンには、カリキュラムや教材へのアクセス、教員向け研修（在職研修及び教員養成課程における研修）における意識および態度変容訓練、医療面の支援スタッフへのアクセス、財政措置とその方略、学校の評価プログラム、学校が競争的でないこと（競争的な学校は障害児にたいして非好意的になるため）等が必要。すでに9カ国で研究を行っている。（事務局）
- (3) 教材、情報、新技術へのアクセスに関して、これを非商業ベースで確保するために、国あるいは国立機関が教材を作成している。（フィンランド・スウェーデン）
- (4) 分離型教育すべてを否定するものではなく、分離することについての合理的な説明が必要であると考えている。分離型の聾学校には4～500人の生徒が在籍し、その他の聾の生徒は通常学校あるいは聴覚障害の学級にいる。なお、人工内耳をつけた子どもについては、親はできるだけ通常学校において教育をし、どうしても無理になったら聾学校へという考えをもつ。スウェーデンの聾学校の生徒は、アメリカとは異なり、通常学校にいる聾の生徒よりもアウトカムが低くなっている。小さな集団にいるために、学習の期待が低くなってしまうと考えられている。（スウェーデン）
- (5) 近年インクルージョンに関しては、物理的なアクセスについてよりも、その結果やアウトカムに関心が移っている。障害児を分離学校から通常学校へ移すと、コストは抑えられるもののアウトカムも低いと言われるが、これは通常学校におけるサポートが不十分だからではないか。アメリカでは、通常学校での聾生徒の教育の成果は、支援が不足しているため、良くない。アウトカムに

焦点を当てないと、サポートが悪くなってしまいます。インクルージョン指標のモニターでは、どんなサービスを行うかよりも、どのような成果を上げたかを重視すべき。また、インクルージョンのサービスをモニターするのは難しいが、アウトカムならばモニターできる。(米国)

- (6) 1992年に国立の分離型学校を一斉に閉鎖したが、その際にも幾つかの聾学校等は残されており、特別な教育を行う学校も必要であると考え。(ノルウェー)
- (7) 教育の場のみならず、将来の社会におけるインクルージョンという観点も重要。分離型学校の方が逆に後に社会に出た際のインクルージョンに資する教育を行うことができるのならば、教育段階では分離型で行う、という道もありうる。特に中度の学習困難をもつ生徒は、大きな総合学校で学ぶよりも、小さな集団の中で、その職業について精通している教師等から教育を受けたほうが効果的である。イギリスには多くの特別学校がある。(事務局)
- (8) 移行教育のコーディネーターが必要。また、経済構造の変化により教育から職業への移行が難しくなっているという背景も考慮する必要がある。すなわち、これまで知的障害の人たちの職業としてあったものが、消えていることにある。低賃金で働く移民の増加と、社会の変化と共に必要でなくなってきた職業があるからである。(米国)
- (9) アウトカムで大切なのは、教科的な成果ではなく、いかに社会参加ができるかである。(ニュージーランド)

上の討議を受けて、事務局は次回の会議の議案として、インクルージョンの質的・量的指標を取り上げ、将来的にSENDDDのデータ収集のメカニズムに含められるように検討を続けることとなった。

VI. 将来のPISAにおける障害のある生徒の参加についての研究計画の提案

障害のある生徒がPISAの試験に参加するための合理的配慮の効果と妥当性に関する研究計画案の概略が事務局より説明された。現在PISAの試験から除外されている生徒の中では、学習困難の子どもがもっとも数が多い。適切な合理的配慮があれば、より多くの子どもたちがPISAに参加できるのではないか。また、学習到達度の成績にも影響がでるのではないか。それを実験的に調べるための研究計画案が提出された。

2項からなる二つの条件を掛け合わせ、計4条件で実験を行う。

第一条件：障害がある・障害がない

第二条件：合理的配慮がある・合理的配慮がない。

それによって、試験のパフォーマンスがどう変わるかを調べる。また、どのような合理的配慮が適切か等も調べ、精神測定法によって証明をする。

これを受けた議論の結果、本研究の今後の進め方につき事務局が次回会合までに案を作成することとされた。以下に主な討議内容と、米国がこの研究に強い関心を示す背景を記す。

- (1) 米国がこの研究に強い関心を持つ背景。1997年のIDEA改正から、障害のある生徒も、全州で行われる大規模学習到達度検査に健常児とともに含むことが求められるようになった。通常のテストと極端に異なる代替テストを必要とする、重度知的障害をもつ生徒は、全学齢人口の1%程度である。2001年のNCLB(改正通常教育法、No Child Left Behind Act)によって障害児の教育において、通常カリキュラム、アセスメントへの整合性がさらに求められるようになった。各障害児のIEPには、必要に応じて、テストにおける配慮が明記されている。公民権法により、このような配慮がIEPに明記されている場合は、障害児に配慮なしにアセスメントを行うことは違法となる。

しかし、PISAの実施では合理的配慮が用意されていない。PISAでは、障害等の理由から、参加する生徒の排除が許される率は全体の5%とされている。障害児の率の高い米国(11~12%、この内もっと多いのは学習障害の生徒)では、それ以上の障害児がいるため、問題が生じる。

- (2) UH(一時間テスト本。本来2時間で行うPISAの試験を1時間に短縮し、容易な項目に絞ったもので、規定年齢より低いグループや障害のある生徒等が使うことができる。)は、5%の排除レベルを超えてしまう国がある場合を考えてつくられたものである。(事務局)
- (3) 試験項目の中に、差別的な項目が入ることを予防するためにも、PISAの問題づくりのできるだけ早い段階で意見を出す必要がある。(コンサルタント)これについて米国代表からの補足があった。例えば、納屋の絵を描くという課題があるとする。ここで目指す課題とは異なる理由から、例えば弱視であるために、納屋の絵を描くことが難しくなったり、時間がかかってしまう。そのような課題は、あらかじめ省く必要がある。
- こうした研究は、教育による生徒の進歩状況、つまり特別な教育の質を見ることを可能にするという意義がある。(米国)
- (4) これまで試験における合理的配慮としては、まずは試験に参加しやすい盲者、聾者のための手段が講じられて

きているが、なぜ今回、盲・聾ではなく、学習障害のみを取り上げるのか。(日本、韓国)これに対して、事務局から以下の反応があった。盲・聾は人数が少ないため、研究のためのサンプル数の確保が困難。もっとも人数の多い軽い障害から研究を始め、将来的には他の障害種にも研究を拡大する予定である。

(5) 2009年に向けての動きがすでに始まっている。それに間に合わないと、2012になってしまうため迅速に対応する必要がある。それに当たっては、課題が3つある。(事務局)

1) 政治的課題

PISAの理事会が、障害のある生徒の参加と合理的配慮に非積極的であり、理事会の関心をどう高めるかが課題。理事国の日本、米国、ドイツの内から提案が出ることが必要。現在、理事長は日本である。米国の理事はこの件について非協力的である。スウェーデンは賛成しているが、発言には至っていない。

なお、この件については、障害者権利条約が変化をもたらす可能性がある。(合理的配慮が条約のなかで明記されている。)

2) 精神測定的研究の推進への参加協力

サンプリングのために、複数の国の参加が必要である。この研究に関心をもつ国は？

3) 資金の課題

研究資金の出資国は？(米国は資金面においても、もっとも積極的に関与すると思われる。)

以上の討議を受けて、PISA研究を続けるかどうかに対して、反対意見は出なかった。ただし、PISAの中で実施可能なものになることが必要という意見がだされた。また、各国政府内で討議するために文書が必要であるとの意見から、事務局がこの研究に関する文書を用意することとなった。

VII. 英才教育

西欧諸国におけるgifted やtalented の子どもに対する特別な教育の状況に関する概略が事務局より説明された。資料として用いられたEURIDICEの研究においては英才教育における3つの課題として、定義と特定、教育的対応、教員養成と研修が挙げられていた。

これを受けた議論の結果、本研究を今後深めていくことを積極的に希望する国がなかったことから、関心のある国々において話し合いと情報提供をすすめるながらも、次期モノグラムへの掲載については優先順位として低いために、本研究を掘り下げていくことは延期された。以下に討

議の内容を記す。

- (1) 電子質問紙のデータに入れるとするなら、資源がつかどうか大切。(コンサルタント)
- (2) サポートがある。特別の通常学校があり、スポーツや学習に対応。オランダでは、親が通常の学校で満足しないと学校から出て行ってしまう。現場の教師はこうした各生徒の状況を把握しているが、しかし国レベルでカテゴリーを作るのは困難。(オランダ)
- (3) 現場レベルで柔軟に行っている。知的天才児を支援することが決定された。東欧には英才教育の歴史がある。ただ、ドイツでは今は分離型にしたいくない。大学は関心を示している。(ドイツ)
- (4) 対象について明確な定義がない中で、こうした生徒達に資源を配分することはできない。(チェコ)
- (5) 特別学級は存在するが、是非については議論がある。このためデータは必要。しかし連邦政府の資金はごくわずかしか使われていず、連邦政府としてのデータはとれないと考える。(米国)
- (6) 私立機関の取り組みがあるが、国としてはない。(イギリスを代弁して事務局)
- (7) 対象についての明確な定義はないが、特別な支援は行っている。英才児のための特別のものはない。ただし、一人一人に応じた教育を提供することになっている。なお、最近法改正があり、必要があれば、上級の教育課程をつかうことが可能になった。(ノルウェー)
- (8) 国の政策として、天才児を特定し支援している。(ニュージーランド)
- (9) ノルウェーと北欧は同様な状況。カテゴリーはない。(フィンランド)
- (10) 韓国には「教育熱」があり、英才教育は論争を呼ぶ。教育カテゴリーには入っていない。(韓国)

以上の討議の結果、ワーキンググループで話し合いを続け、また、情報提供をつづけることに合意がなされた。

VIII. 「図表で見る教育」(Education at a Glance, EAG) への障害のある生徒のデータの追加

OECDが毎年出版する“Education at a Glance (EAG)”は通常教育のみを扱っている。ここにおいてもインクルージョンを進めるという観点から、EAGに障害のある生徒関係のデータを掲載することについて、前回ブダペスト会合(平成18年6月)において議論が行われ、各国代表は本件を本国に持ち帰り、ソウル会合までに自国のEAG担当者として検討を行うこととなっていた。

これを受けて今回会合では、各国の意向の確認が行われ

た。各国ともEAGへの掲載自体には原則として賛成であったが、Disability, Difficulty, Disadvantageのうちいずれを掲載するのか、また具体的にどのデータを掲載するのかについて、より具体的な吟味が必要であるとの意見が複数上がった。

上記議論を受け、事務局においてEAGに掲載しようとするデータの素案を作成し次回会合前に各国に送付することとし、各国はこれについて次回会合までに検討することとされた。

IX. その他

- (1) 次期会議は、5月にヘルシンキにて開催予定（日程の詳細は未定）。
- (2) OECD加盟希望国についても、当会議へのオブザーバー参加を広く認めることとされた（今回会合ではウクライナがオブザーバー国であった）。現在9ヶ国が希望してきており、具体的な対応については複数の意見があった。9名が一度に参加するのは会議のダイナミック

スを崩す可能性があるという慎重論、インクルージョンを目指しているこの会議では全員を受け入れようという積極論、3ヶ国ずつ交代でという中間論、あるいは初参加のオブザーバー向けのオリエンテーションセッションの用意を提言する意見もあった。このような状況の中であるからこそ、SENDDDについての広報記事を書いて、各国で翻訳して広報にまわすことが重要という意見もあった。なお、今回、障害者権利条約を受けて、広報記事の執筆が延期された。

(3) 11月29日（水）学校視察

以下の4つの学校視察が行われた

- 1) シンブック小学校 (Shinbook Elementary School) [公立, 小]
- 2) ウジン養護学校 (The Hanguk Ujin Hakgyo) [国立, 幼～高]
- 3) 国立聾学校 (Seoul Nong School) [国立, 幼～高]
- 4) キョンウン学校 (Seoul Kyungwoon School) [国立, 幼～高]

NISE Personnel Participates in OECD 16th SEN DDD Meeting by Representing Japan

The OECD SEN DDD Meeting is a conference of the OECD member countries on statistics and indicators on students with disabilities, learning difficulties and disadvantages (DDD). Its 15th Meeting was held in Budapest, Hungary, from _____, and the 16th in Seoul, Korea, from November 27 to 29, 2006. NISE's Mr. Nakazawa, Senior Researcher, Department for Educational Support Research, participated in the 16th Meeting by representing Japan upon request by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT). On January 23 (Tuesday), 2007, NISE held an in-house meeting to report on the 16th DDD Meeting to deepen the knowledge concerning this new international trend and shared important information relating to future research activities.

NISE Personnel Participates in UN Ad Hoc Committee on the International Convention on the Rights of Persons with Disabilities (8th Meeting)

The United Nations Ad Hoc Committee on the International Convention on the Rights of Persons with Disabilities was established as a special committee in July 2002 for the protection and enhancement of the rights and dignity of persons with disabilities. Seven Meetings had been held to examine the contents of the Convention. The 8th Meeting held at the UN Headquarters in New York from August 14 to 25, 2006, reached a basic agreement on the draft Convention.

The 8th Meeting was participated by Mr. 蝦名, Senior Planning Officer for Special Support Education, MEXT, and from NISE, Mr. Nakazawa, Senior Researcher, Department for Educational Support Research, following the 7th Meeting.

NISE (Yutaka Oda, President) held an in-house meeting to report on the Meeting on September 19 (Tuesday), 2006, for an explanation of the main points of the draft Convention.

NISE to Change its Name

NISE will change its name to "National Institute of Special Support Education" (NISSE) from April 1, 2007.

For details, please see the site below.

<http://www.nise.go.jp/>